

産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ & A

(2024年 4月 1日作成)

この報告書に関するQ & Aは、問合せの多かった内容、各都道府県・政令市の報告書の取り扱い状況等により改正があります。

報告様式、内容については、報告書の提出先となる都道府県等にお問合せください。

【提出先及び問合せ先】

大分市環境部廃棄物対策課

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

電話 097-537-7953 (直通)

E-mail : haikibutsu@city.oita.oita.jp

(提出窓口) 本庁舎4階

1. 報告、報告対象者について

Q-1

報告対象者は、誰になるのか。

A-1

前年度に産業廃棄物を排出した事業者が、その交付したマニフェストの内容について報告書を提出する必要があります。2次マニフェストを交付した中間処理業者も対象になります。交付枚数や産業廃棄物の排出量にかかわらず提出が必要となります。

Q-2

ビルの管理者が、賃借人（各事業者）の排出する産業廃棄物に係るマニフェストの交付事務を行っている場合は、報告者は誰になるのか。

A-2

ビルの管理者が、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまで集荷場所を事業者（各賃借人）に提供している実態がある場合に、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っている場合は、「交付事務を行う当該集荷場所の提供者」が報告者となります。

「ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合には、当該管理者が報告者になります。」

※環境省通知「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」（平成23年3月17日環廃産発第110317001号）

Q-3

市内で排出した産業廃棄物を、市外に搬出して処分したが、報告の必要があるか。

A-3

市内で排出された産業廃棄物であれば、市外で処分された場合であっても、報告の必要があります。この場合、報告書の提出先は大分市長となります。

2. 様式について

Q-4

報告書の様式については、どこで入手できるのか。

A-4

大分市のホームページに様式を掲載していますので、そちらより取得してください。
ホーム>仕事・産業>事業系ごみ>産業廃棄物>産業廃棄物管理票(マニフェスト)

3. 記載方法について

【事業場】

Q-5

建設業の道路修繕工事現場のように、短期間であり、又は市内において所在地が一定しない事業場がある場合には、すべての事業場を報告するのか。

A-5

建設工事、修繕工事、改修工事、解体工事等で市内において、短期間の工事であり、所在地が一定しない場合は、主たる事業所を1事業場として報告書をまとめた上で提出しても構いません。

例) 市道〇〇線道路において、報告対象期間に5件の改修工事を行った場合の事業場は、「市道〇〇線道路改修工事 5件分」

【業種】

Q-6

1報告者で複数の業種を営む場合は、報告書は業種ごとに提出するのか。

A-6

産業廃棄物を主に排出した業種を記載するか、もしくは業種ごとに提出してください。

例) 自動車販売事業者において、修理・整備部門からの産業廃棄物の排出量が多い場合、業種は、「自動車整備業」として報告する。もしくは、「機械器具小売業」及び「自動車整備業」の2業種からそれぞれ提出する。

【産業廃棄物の種類】

Q-7

排出した産業廃棄物が一体となって別けられず、1枚のマニフェストにおいて、産業廃棄物の種類の欄で該当する複数にチェックして交付した場合は、どのように報告書に記載するのか。

A-7

廃棄物が一体不可分の2種類以上の産業廃棄物（建設系以外の産業廃棄物）の場合は、「産業廃棄物の種類」（参考資料）の「安定型混合廃棄物」、「管理型混合廃棄物」等から該当する産業廃棄物の種類を記載することになります。

例) 金属くずと廃プラスチック類の一体不可分の産業廃棄物の場合は、「安定型混合廃棄物」と記載することになります。または、「混合廃棄物（金属くず・廃プラ）」と記載してください。

※安定型の産業廃棄物

産業廃棄物の種類のうち「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くず）」、「ゴムくず」、「がれき類」の5種類を言います。

注1) 廃棄物が一体不可分以外で分別できる廃棄物については、排出事業者が分別して排出するとともに、その種類ごとに複数枚のマニフェストを交付する必要があります。たとえ運搬先が同じ、排出量が少なくても、種類ごとに複数枚のマニフェストの交付が必要です。

例) 缶、ビン、ペットボトル等のように、排出事業者の段階で分別可能な廃棄物であることから、缶は「金属くず」、ビンは「ガラスくず等」、ペットボトルは「廃プラスチック類」の産業廃棄物の種類ごとに、それぞれマニフェストを交付する必要があります。1度に3種類の廃棄物が排出されることから、この場合マニフェスト3枚を交付することになります。

Q-8

医療廃棄物のうちマニフェストの「産業廃棄物の種類」の欄に「非感染性医療廃棄物」と記載しているマニフェストは、どのように報告書に記載するのか。

A-8

非感染性医療廃棄物については、マニフェストの廃棄物の種類にチェックをした廃棄物の種類を報告書に記載することになります。

なお、1事業者で廃棄物の種類が同一のものがあり、区別したい場合は、「廃プラスチック（非感染性産業廃棄物）」のような記載をしても差し支えありません。

【運搬受託者】【処分受託者】

Q-9

排出事業者が自分で処分業者まで自己運搬したものについては、どう記載するのか。

A-9

報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄に、「自己運搬」と記入してください。

「運搬受託者の許可番号」欄は記載不要です。

【処分場所】

Q-10

処分場所の住所は、中間処理場と最終処分場のいずれを報告書に記載するのか。

A-10

排出事業者からの産業廃棄物が最初に処理される事業者先の住所を記載することになります。

産業廃棄物の処理の流れ（「→」は、自己運搬または収集運搬業者）が、マニフェスト交付者（排出事業者）→中間処理場（中間処理事業者）→最終処分場（最終処分事業者）の場合は、「中間処理場の住所」を記載することになります。

マニフェスト交付者（排出事業者）→最終処分場（最終処分事業者）の場合は、「最終処分場の住所」を記載することになります。

4. 提出方法について

Q-11

報告書はいつから、どのように提出するのか。

A-11

報告書の提出は、電子申請システム、郵送または窓口による受付となります。令和6年4月1日より、オンラインでの提出を受け付けております。（提出先は、別途パンフレットに記載しています。）

提出期限は、毎年6月30日（窓口持参の場合は、閉庁日を除く）まで。

報告書は、事業場（マニフェストの排出事業場）ごとに報告書を作成して提出することとなりますが、提出にあたっては、各事業場分の報告書を報告者が一括して提出してください。

また、提出された報告書の内容について確認する場合がありますので、報告書には報告書の「担当者名」及び「連絡先」を記載してください。